

# 第3章



## 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針



## 1. 桐生市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

### (1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、桐生新町伝建地区の町並みや織物産業に関わりのあるノコギリ屋根工場、その他の近代化遺産、社寺など市内各所に数多く残されている。重伝建地区については、伝建制度を利用した保存修理が行われている。その一方で、桐生新町伝建地区の区域外にも多く残る歴史的建造物は空き家が増加し、取り壊しが進んでいる。中でも、ノコギリ屋根工場については、市内に数多く存在しているが、立地や使用状況を踏まえた保全活用が課題となり、年々減少傾向にある。

こうした歴史的建造物については、所有者や管理者の高齢化に伴い、修理に掛かる費用負担が大きいことや、活用を図る場合にも、耐震や防火等、防災面における維持管理が課題となり修理や活用がなかなか図られていない。さらに歴史的建造物の修理を行うための伝統工法や技術の継承についての知識や経験、人材の不足から解体を余儀なくされることも多い。

このようななか、空き家となった歴史的建造物の利活用を希望する人に対し、修理に伴

う相談体制や利活用に伴う支援制度や情報発信についても充分とは言えない。また、解体された歴史的建造物の古材を再利用し、修理や修景につながるような仕組みづくりについても課題となっている。

本市には、桐生新町伝建地区など近世初頭に町立てされた町割りを中心に、現在に至るまで人々の暮らしの中で残されてきた歴史的建造物とともに、路地、水路、塀、樹木など歴史的環境が一体となったたたずまいが見られる。法の規制や所有者の問題等様々な要因によりこれらの環境を維持していくことが難しくなる恐れもあることから、適切に一体的な保全を図っていくための対策を打つことが喫緊の課題となっている。



解体される歴史的建造物（他都市）

### (2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境に関する課題

前項で挙げた歴史的建造物や歴史的町並みの保全だけでなく、それらと調和した景観の形成も課題となっている。

桐生新町伝建地区に隣接する地域は、地区内と同様に、木造の歴史的建造物が密集して残されている地域であるが、地区の内外での規制の違いにより、歴史的建造物が更新され、町並みが分断されるおそれがあることから、歴史的町並みと調和した景観形成が課題と

なっている。

本町通りについては、桐生新町伝建地区内の区間は歴史的町並みに配慮した道路整備事業が群馬県により進められており、本町三丁目より南の区間も街路整備が行われているが、その沿道の建物等の老朽化、空き地や駐車場の増加、華やかな屋外広告物等による景観の阻害が危惧される。

また、本町通りと交差する市道などの多く

は古くからの旧道がそのまま残されているため、電柱などの障害物により歩道や道幅が

狭くなっている場所があり、景観上や歩行者の安全上の課題がある。

#### (3) 伝統産業に関する課題

本市の伝統産業である桐生織物に対する認識を深め、歴史を伝えるための資料展示や織物販売などを国の登録有形文化財である桐生織物記念館を活用して行っているが、展示内容の更新や、時代やニーズに合わせた展示方法の充実などが課題となっている。

一方、織物産業を取り巻く環境としては、和装離れによる需要の低迷、海外製品の流入やコンピューター化による伝統技法の衰退など、大変厳しい状況にある。桐生市繊維振興協会が発行する「桐生繊維業界の実態（各年）」によると、桐生織物協同組合が現在の組織となった直後の昭和63年（1988）には、組合員数が713事業所、生産高と加工高の合計が193億円であったが、平成27年（2015）

には、組合員数は114事業所、生産高と加工高の合計は約47億円まで減少している。

そのようななかにあっても、高い技術の結晶として「桐生織」が通商産業大臣（当時）より伝統的工芸品として指定を受けて伝統技法を守り継承している。桐生織物の特徴である、撚糸から図案、紋切、整経、機拵、機織、整理など細かく分業化された十数にもおよぶ工程は、それぞれにおいて高い技術と経験に基づいた熟練の技は欠かせないものとなっているが、これらの継承はほとんどが個人に委ねられており、職人の高齢化や新規就業者も少ないことから技術継承や職としての存続が危ぶまれている。

#### (4) 伝統的な祭礼・行事に関する課題

桐生祇園祭は、約360年の間、地域の桐生新町の住民により支えられ継承されてきた桐生を代表する歴史的風致であり、各町会の所有する鉾や屋台、祭の舞台となる伝統的な町並みとが一体となって守られてきた。しかしながら、各町が所有する巨大な屋台については、組み立て・解体にかかる費用が高額であり、また、組み立て・解体時に部材が損傷するおそれがあることから、常時組み立てられた状態で保管するなど、負担解消や保護が課題となっている。

また、桐生祇園祭に限らず、各地域には大切に守り続けている伝統的な祭礼や行事が存在しているが、地区内の人口減少や少子高齢化による担い手不足、地域の行事に参加する世帯の減少、各町会や団体が負担する経費

など、それぞれの祭礼や行事の開催にあたって各町会、各団体とも人的、資金的に苦慮している状況である。中には、本来子どもが演じる舞や子ども相撲などが大人に代わるなど、存続が困難となっている行事も見受けられる。

また、伝統芸能に使用する衣装や面などの



組み立て中の屋台

用具を各町会や各団体が所有しているが、これらが老朽化しており、保存や更新が困難な状況にあるとともに、祭礼や行事を後世に継

承するために必要な、祭礼の次第等が十分に記録化されていない。

## (5) 歴史まちづくりに対する市民意識に関する課題

歴史的建造物や町並み、史跡等の保存活用、伝統技術や文化、祭礼・行事を継承していくためには、市民の理解と協力、そのための情報発信が不可欠であるが、地域の歴史や文化に対する情報が周知されておらず、市民の関心、意識が低い。また、それに加えて、歴史的建造物や重伝建地区などの歴史的町並みや史跡等の価値や現状が、その所有者や市民に十分に認識されているとは言えない。

平成25年度（2013）に市民等を対象に実施した「景観・歴史まちづくりに関する市民アンケート」では、「市内の歴史的な建造物について、歴史的な魅力を感じるもの」を問う設問で、桐生天満宮が約60パーセントと比較的多くの市民が魅力を感じているものの、以

下、ノコギリ屋根工場が約41パーセント、彦部住宅が約34パーセント、桐生新町伝建地区が約27パーセント、絹撚記念館が約19パーセントなどとなっており、特に、医光寺、栗生神社、桧杓山城跡などはいずれも10パーセントに満たず、特に梅原館跡は僅か約1パーセントとなっている。このように2章の歴史的風致で取り上げた各歴史的資源であっても、市民の認知度が低く、その魅力が認知されていないものが多い。

一方で、町並み保存や歴史を活かしたまちづくりを目的とした活動や、地域住民の理解を深める活動などに取り組んでいる市民団体等もあるが、それらの連携が充分とは言えない。

## (6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信に関する課題

ノコギリ屋根工場は市内に200棟以上が現存しているが、ノコギリ屋根工場以外も含めた、歴史的建造物の分布状況や実測調査、記録化などが充分に行われていない。そのため、調査がされないまま、その価値や現状が認識されずに老朽化し、解体される歴史的建造物も多い。

本市には重伝建地区の町並みや県の進める「ぐんま絹遺産」に県内最多の18件が選定されるなど、多くの有形、無形の文化財や歴史的資源があるものの、これらの文化財や資源に加えて、歴史資料や文化財の周辺環境までを含めた総合的な基本方針等が定められていない。また、現在の桐生市史は、旧菱村、旧新里村、旧黒保根村が合併する以前のもの

であり、編さん後50年以上が経過している。正しい郷土の歴史を研究し知ることによって将来に向けて本市の発展と文化の向上につなげるため、新たな市史の編さんが望まれている。

来訪者向けの観光案内施設や物産販売施設等は、市内に複数存在しているが、これらの施設は点在し、施設同士の十分な連携がと

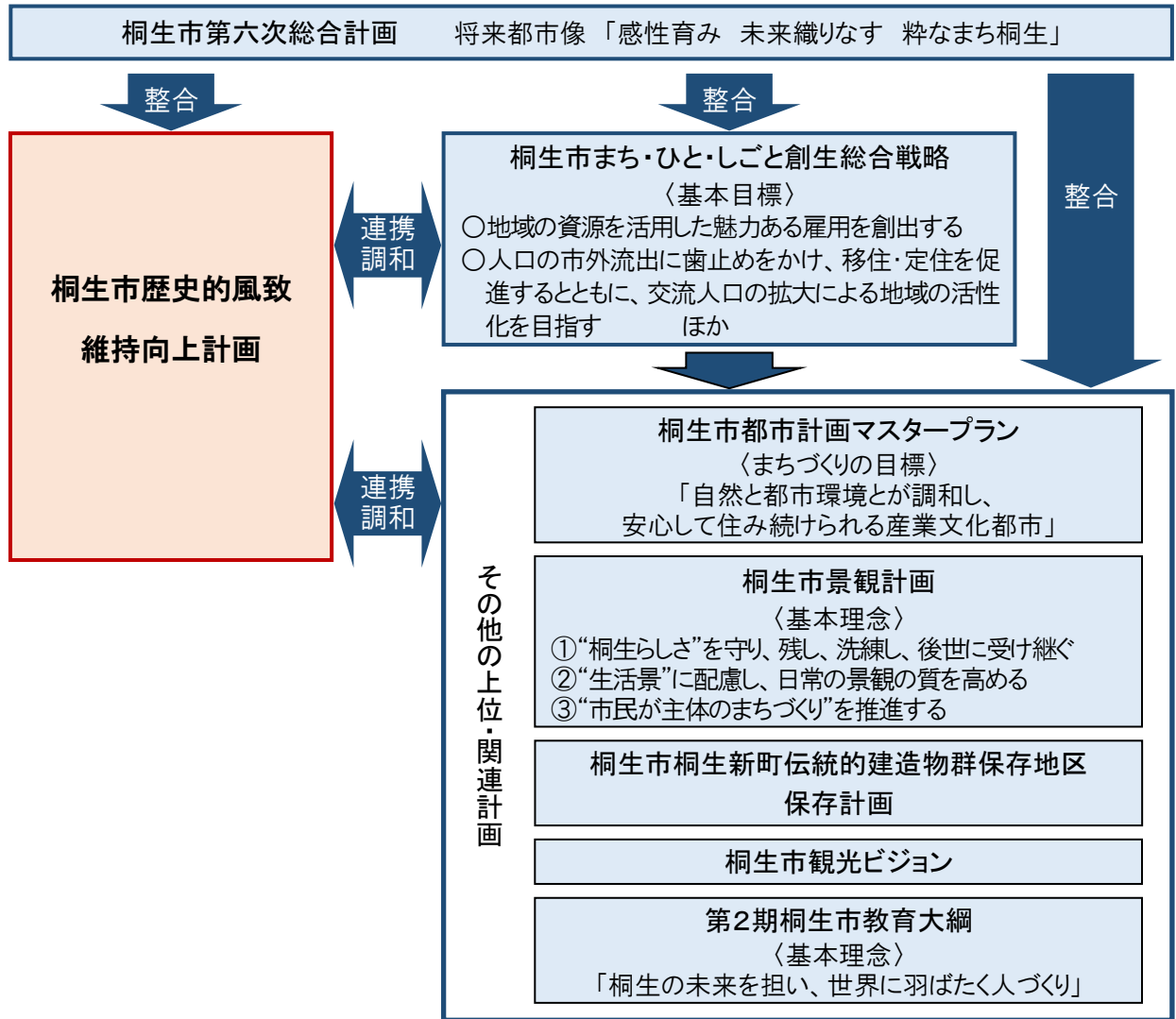


“織都桐生”案内人の会  
による観光案内

れていない。また、歴史的資源も市内広範囲に点在しており、町並みとしての一体感を感じにくく、資源同士のネットワーク化とあわせて一体的な情報発信ができていない。観光

ガイドについては、桐生市観光物産協会が運営する「<sup>しよくと</sup>織都桐生”案内人の会」が観光案内を行っているが、更なる人材の確保と充実が課題となっている。

## 2. 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け



桐生市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

## (1) 桐生市第六次総合計画

本市では、1市2村合併後の一体的な新市の発展を目指し、平成31年度(2019)までを計画期間として策定した「桐生市新生総合計画」に続き、様々な環境の変化や高度化・複雑化するニーズや課題に対応していくため、令和2年度(2020)を初年度とする「桐生市第六次総合計画」を策定した。

その中で、本市の将来都市像を「感性育み未来織りなす 粋なまち桐生」としている。長い歴史と伝統に培われた独自の文化、豊かな自然環境などの魅力と、まちの発展を支えてきた先人たちの心意気や誇りが、今を生きる人々に脈々と受け継がれている。この環境が住む人の感性を育み、感性がまちの魅力を高め、新たな未来を織りなしていく。そんな持続可能で洗練された「粋なまち桐生」を目指すものである。

まちづくりの基本理念として、織都1300年の伝統と歴史、独自の文化と産業などの優れた環境を生かした「“感性”を育む人づくり」と、桐生市に関わるあらゆる「“つながり”を生か

したまちづくり」に取り組むとしている。

そこで、将来都市像の実現に向けて、下記の6つの施策の方向性の下、41の分野別施策を展開し、市民の幸福実感度の向上やSDGs(持続可能な開発目標)の達成にもつなげるとしている。

6つの施策の方向性のうち「産業経済の振興」では、ものづくりのまちとして発展してきた特性から伝統産業と先端産業の共存共栄に向けた産業構造・産業基盤の強化や、地域固有の資源を生かした観光などの活性化を進めるとしている。「教育・文化の向上」における「芸術・文化の振興」では、心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動の促進とともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化振興を図るとしている。また、「都市基盤の整備」では「歴史まちづくりの推進」を挙げ、先人の築いた歴史的建造物とそこに息づく人々の暮らしなどの活動が作り出す歴史的風致の維持・向上を図り、歴史的環境を生かしたまちづくりを推進するとしている。

### 施策の大綱

①【産業経済の振興】	1. 地域産業の活性化	2. 企業立地の推進	3. 商業の活性化とにぎわいづくり
	4. 雇用・労働環境の充実	5. 農林業の活性化	6. 観光の振興
②【福祉・健康の増進】	1. 子ども・子育て支援の充実	2. 介護・高齢者福祉の向上	3. 障がい者福祉の向上
	4. 地域福祉の向上	5. 健康づくりの推進	6. 地域医療の充実
	7. 生活支援・社会保障の充実		
③【教育・文化の向上】	1. 学校教育の充実	2. 教育研究の推進	3. 青少年健全育成の推進
	4. 生涯学習の推進	5. 芸術・文化の振興	6. スポーツの振興
④【生活環境の向上】	1. 環境保全対策の推進	2. 循環型社会の推進	3. 消防・救急体制の強化
	4. 防災・減災対策の推進	5. 防犯・交通安全対策の推進	6. 消費者保護対策の充実
⑤【都市基盤の整備】	1. 土地利用と景観の形成	2. 歴史まちづくりの推進	3. 道路交通網の整備
	4. 公共交通体系の充実	5. 住宅対策の推進	6. 公園・緑地の整備
	7. 水道水の安定供給	8. 汚水・雨水の適正処理	9. 水と緑の保全
⑥【計画推進のために】	1. 市民協働の推進	2. シティブランディングの推進	3. 広報・広聴の充実
	4. 男女共同参画の推進	5. 地域連携の推進	6. 国際交流の推進
	7. 効率的で健全な行財政運営		

## (2) 桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市では、平成27年度（2015）に第1期計画となる「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015～2019年度）、令和2年度（2020）に「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020～2024年度）（以下「総合戦略」という。）を策定し、人口減少克服や桐生ならではの地方創生に取り組んでいる。

「桐生市第六次総合計画」の基本計画の重点施策に位置付けられているこの総合戦略は、以下の4つの基本目標ごとに桐生ならではの地方創生に向けた具体的な施策を掲げている。

基本目標1では、地域の資源を活用した魅

力ある雇用を創出するため、市内企業の成長支援や商品開発・販路開拓の支援を行い、繊維産業などの地域産業を活性化している。

基本目標2では、交流人口の拡大を図るため、観光資源の発掘や既存資源の魅力向上と歴史的文化資産を活用したヘリテージツーリズムや産業観光等の推進による観光振興を掲げている。

基本目標4では、地域の特徴に応じたまちづくりとして、歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史まちづくりに対する意識の向上や伝建地区及び周辺環境整備の推進を図っている。

### 4つの基本目標・施策の方向性及び施策の体系（一部）

#### 【基本目標1】 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する

- (1) しごと環境の創出
- (2) 地域産業の活性化
  - 1. 市内企業の成長支援 2. 商品開発・販路開拓の支援
- (3) 農林業の活性化

#### 【基本目標2】 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す

- (1) シティブランディングの推進
- (2) 移住・定住の促進
- (3) 観光の振興
  - 1. 観光客誘致活動の推進 2. 観光拠点機能の充実

#### 【基本目標3】 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる

- (1) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実
- (2) 安心して子育てができる環境整備
- (3) 特色ある教育の充実
- (4) 教育研究・相談機能の充実

#### 【基本目標4】 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくり

- (1) 安全・安心で住みやすい環境づくり
- (2) 将来を見据えた計画的なまちづくり
  - 3. 歴史まちづくりの整備 4. 歴史的風致を活用したまちづくりの推進
- (3) 地域連携の推進と交通基盤の整備

### (3) 桐生市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）

桐生市都市計画マスタープランは平成 11 年（1999）3月に定められたが、平成 17 年（2005）の 1 市 2 村の合併並びに桐生市新生総合計画が作成されたことを踏まえ、新たに加わった新里地区、黒保根地区について新たにマスタープランを作成するなど、平成 21 年（2009）10 月に改定を行った。その後、都市再生特別措置法に基づく桐生市立地適正化計画が策定され、土地利用その他の方針の見直しを行い令和 2 年（2020）4 月に改定を行った。

全体構想の中で、まちづくりの将来像を「自然と都市環境とが調和し、安心して住み続けられる産業文化都市」とし、6つのまちづくりの目標を定めている。

このうち「歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成」の実現のために、桐生らしい特

色ある施設の立地、あるいは歴史資産の集積のある地区などに「魅力づくりの拠点」を位置付け、重点的かつ拠点的に環境整備を図ることにより、歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成を目指すとしている。「魅力づくりの拠点」としては、歴史的資産や文化的施設の集積する「有鄰館周辺拠点」や「桧杓山周辺拠点」などの地区が位置付けられている。

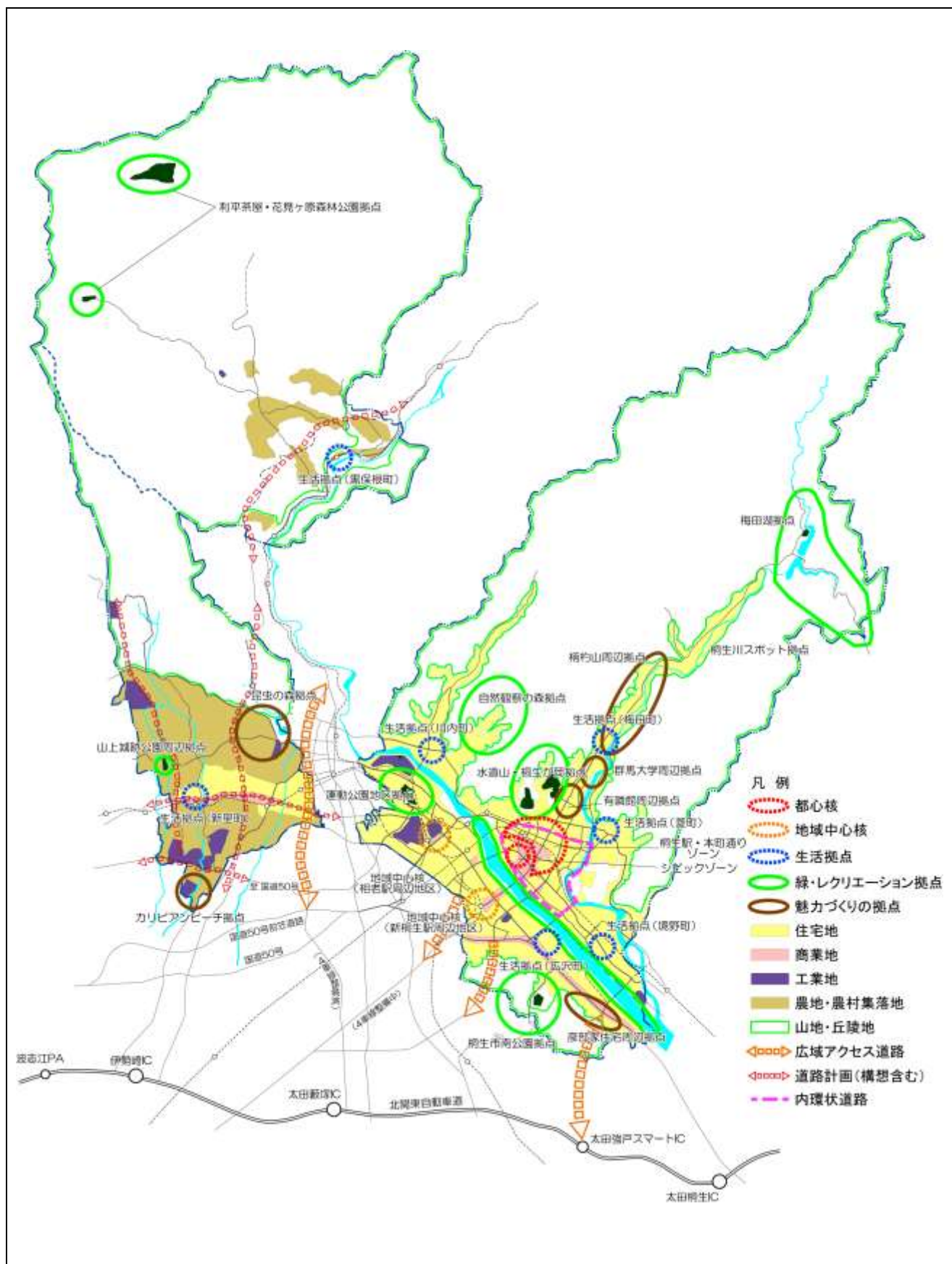
「地域の特性を活かした産業活動が活発なまちの形成」では、織物産業から培われたものづくりなどの地域特性を活かした産業の振興を図るとともに、基盤整備を推進としている。特に、市内に立地する群馬大学周辺については、人材交流、人材育成の場として地域の伝統産業や歴史資源を活かした地域まちづくりを目指すとしている。

#### まちづくりの将来像

自然と都市環境とが調和し、安心して住み続けられる産業文化都市

#### 6つのまちづくりの目標

- 活気と魅力のあふれる核の形成
- 市民の交流を支える一体性のある都市構造の形成
- 歴史・文化資産を活かした魅力的なまちの形成
- 自然環境が豊かな潤いのあるまちの形成
- 職住の調和のとれた、安心して住み続けられる快適な市街地の形成
- 地域の特性を活かした産業活動が活発なまちの形成



将来都市構造図

## (4) 桐生市景観計画

織物のまちとして隆盛を極めた本市は、豊かな自然を背景として、歴史、文化、産業を伝える特徴的な景観が、人々の暮らしのなかで形成されてきた。これらを守り、保存・活用を図りながら後世に伝えていくとともに、良好な景観の創出と美しい自然との調和を図っていくため、平成6年（1994）に「桐生市都市景観条例」を制定、「桐生市都市景観形成基本計画」を策定するなど、様々な取り組みを進めてきた。平成16年（2004）の景観法の制定や、本市における合併や重伝建地区選定等、景観を取り巻く環境が変化したことを受け、平成28年（2016）4月、本市における良好な景観の形成のための総合的な指針として、景観法に基づいて「桐生市景観計画」の作成と桐生市都市景観条例の改正を行った。

景観計画では、本市固有の景観を形成する

に至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝え、魅力ある景観を形成する目的から、市内全域を対象区域とし、3つの基本理念をもとに景観形成の基本方針を定め、本市特有の景観の保全と、魅力ある景観の形成に取り組んでいくこととしている。基本理念、基本方針いずれにも、現在の景観が、織物のまちを背景に先人たちが受け継ぎ、歴史を積み重ねてきた結果であり、要素として自然的景観、都市的景観のほかに歴史的景観を含めた考えとなっており、「桐生らしさ」、「地域の特性」、「特色ある表情」に歴史的景観が含まれている。

また、地域の特徴や個性を生かした景観形成を図るため、主として町別に9地域に区分し、それぞれの地域ごとに、その地域の特徴や個性を生かした景観形成方針を定めている。

### 計画の基本理念

- ①桐生らしさを守り、残し、洗練し、後世に受け継ぐ
- ②生活景に配慮し、日常の景観の質を高める
- ③市民が主体のまちづくりを推進する

### 景観形成の基本方針

#### 方針① 愛着と誇りの持てるまちの形成

まちや地域にふさわしい景観を形成し、人々が快適で、愛着と誇りを持てる桐生をつくる。

#### 方針② 活気あふれる美しいまちの形成

人の集まる地域に、活気とにぎわいのあふれる景観を形成し、活力のある桐生をつくる。

#### 方針③ 個性豊かなまちの形成

地域の特性を景観に生かし、特色ある表情をつくり、個性豊かな桐生をつくる。

## (5) 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区保存計画

桐生新町伝建地区には、現在でも織物関係の蔵や町屋、ノコギリ屋根工場など歴史的な建造物が多くみられ、当時の土地の区画（敷地割）もよく残されている。本計画は、桐生新町伝建地区の歴史や伝統、文化を後世に受け継ぐため、住民と行政との互いの協力により、先人が築き上げた歴史的な敷地割や町並み等を本市の財産として保存するとともに、文化交流や生涯学習など、積極的に活用を図り、保存地区の生活環境と本市の文化環境の向上に資することを目的とし、平成24年

(2012) 1月に告示された。

保存計画の基本方針として、それぞれの時代ごとに造られた多種多様な歴史的な建造物を、町の歴史を後世に受け継ぐものとして「伝統的建造物（建築物・工作物）」に定めるとともに、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため必要と認められる物件については「環境物件」に定め、保存に努めるとしている。また、「伝統的建造物以外の建物」については、歴史的な環境との調和に努めるとしている。

### 保存地区における建造物の保存整備計画

#### (1) 伝統的建造物

主としてその外観の保存を基本として、「修理基準」に基づいて適切な修理を行うとともに、必要に応じて構造補強を行って、保存整備に努める。

#### (2) 環境物件

主として現状維持を基本としながら環境物件の復旧を行うため、「修理基準」に基づく保存整備に努める。

#### (3) 伝統的建造物以外の建造物等

歴史的な環境を阻害する要因を除外するとともに、歴史的な環境との調和を図るため、新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更を行う際には、「修景基準」、「許可基準」に基づく保存整備に努める。

### 保存地区における施設並びに環境等の整備計画

#### 1. 管理施設等

保存地区の保存のため、地区住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図るとともに伝統的建造物等のうち可能なものについてはその公開を図り、保存のための管理施設の整備に努める。

また、保存地区の位置や価値、範囲等をわかりやすく伝えるために、歴史的な環境に配慮した標識、案内板、説明板等の整備に努める。

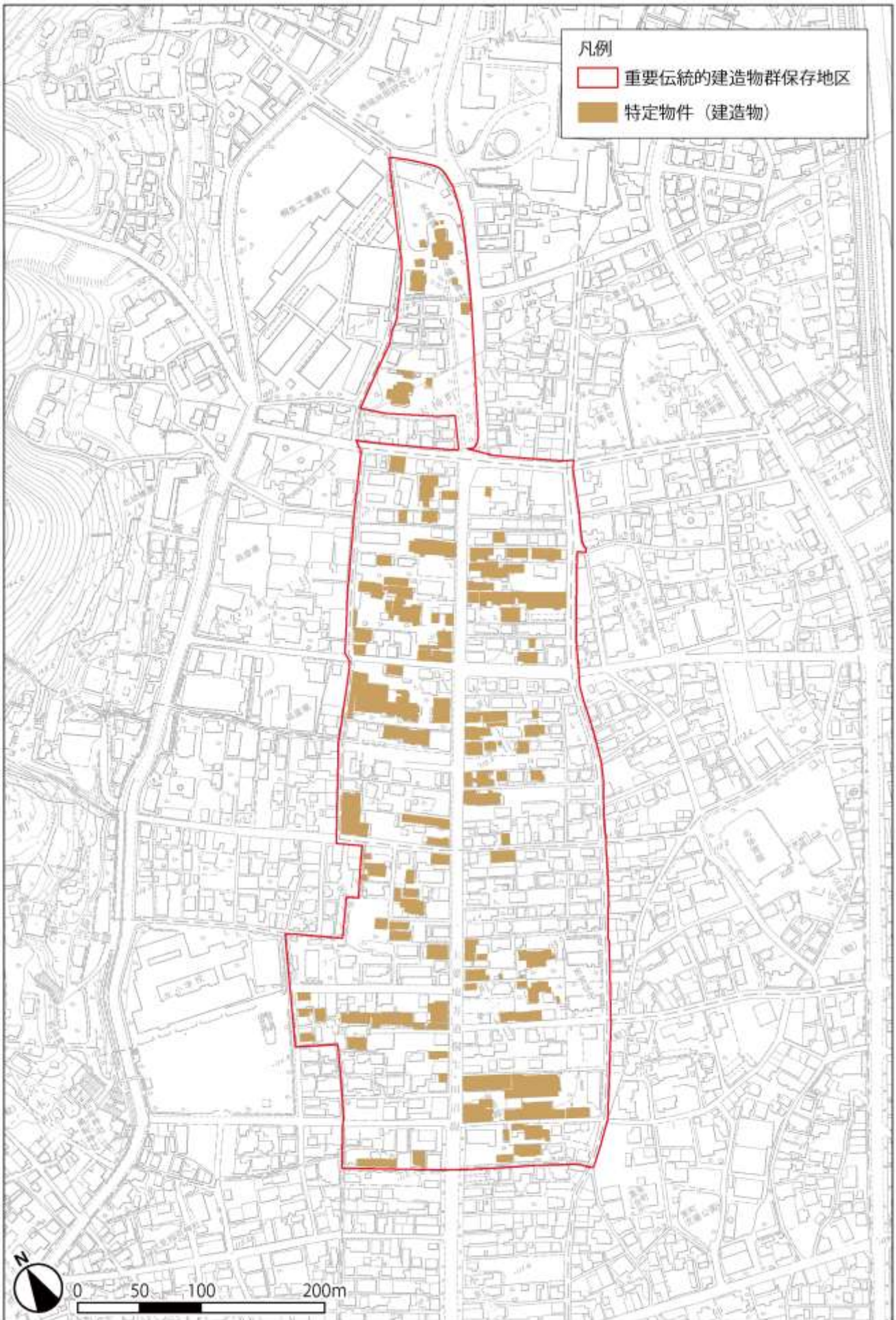
#### 2. 防災施設等

保存地区の保存のため、総合的な防災計画を策定し、火災の早期発見に努め、初期消火や延焼防止を目的とした防災施設等を整備するとともに、避難路の確保、伝統的建造物等の耐震補強等に努める。また、地区住民による自主的な防災活動を支援し、防災意識の啓発と初期消火体制等の充実に努める。

#### 3. 環境整備等

保存地区の保存のため、道路の路面や側溝、街灯、信号機等の美装化、電柱や架線等の移設や地中化など、歴史的な環境と調和するような整備に努める。

なお、屋外広告物（看板）や自動販売機などについては、歴史的な環境に配慮した位置とし、材料、仕上げ、色彩等もしくは目隠し等により歴史的な環境と調和したものにするよう誘導する。



桐生新町伝建地区の区域と伝統的建造物（建築物）の位置図

## (6) 桐生市観光ビジョン

本市では、多様化するライフスタイルや環境の変化、デジタル化の進展などの変化に柔軟に対応しながら、持続可能な「観光」のあり方について、市民や各種団体と情報共有するとともに、基本となる方向性を今後の観光施策に反映させるため、平成23年（2011）に策定された桐生市観光基本計画に続き、「桐生市観光ビジョン」を策定した。目指すべき観光の方向性を「桐生の『個性』を活かした観光振興の推進」とし、他にはない桐生ならではの資源を最大限活かす観光のあり方を目指すとしている。計画期間は、令和4年度（2022）を初年度とし5年間で、5つの推進項目で構成され、項目ごとに目指すべき方向

性を定めている。その中で、日本遺産を活用した観光施策を重点項目に設定しており、桐生市民として日本遺産を持っていることに誇りを持てるようにすることの重要性を掲げている。また、まちなかを活用した観光施策では、「“織都桐生”案内人の会」との連携や重伝建地区内の近代化遺産の情報発信などについて掲げているほか、桐生市の特長を活かした観光施策では、桐生の個性を「おもしろい」と思い、リピーターを増やす取り組みについて掲げており、本市の観光が将来にわたって継続的な発展をつづけるため、観光客を交流人口から関係人口へと繋げていくことが重要としている。

### 目指すべき観光の方向性

桐生の『個性』を活かした観光振興の推進

### 推進項目

- 【項目1】日本遺産を活用した観光振興 ★重点項目
- 【項目2】まちなかを活用した観光施策
- 【項目3】周辺地域と連携した観光施策
- 【項目4】公民で連携した観光施策
- 【項目5】桐生市の特長を活かした観光施策

## (7) 第2期桐生市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年（2015）4月1日施行）に基づき、市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる「教育大綱」を策定し、令和3年3月に計画期間が終了するため、基本理念、基本方針、施策の3層により構成された「第2期桐生市教

育大綱」を策定した。

「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」を基本理念とし、地域の特色を生かした教育を通じて、世界を舞台に活躍する人材を育成するため、質の高い教育環境づくりや生涯にわたって学び、元気に活躍し続けられる環境整備を図るとしている。

### 基本理念

#### 「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」

- 地域の特色を生かした教育を通じて、桐生への愛着や誇りに思う気持ちを育むとともに、夢や志に挑戦するために必要となる力を育成し、桐生の発展を牽引する人材や世界を舞台に活躍する人材を育成します。
- 教職員の資質・能力の向上、学校施設の整備や学習環境の充実を図るとともに学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ちながら相互に連携協力し、安全・安心で質の高い教育環境づくりを推進します。
- 生涯にわたって学び、文化芸術活動やスポーツに親しむ機会の充実を図り、市民の知識や感性を高めるとともに、身に付けた学びの成果や経験を地域での活動に生かしながら、元気に活躍し続けられる環境を整えます。

### 基本方針及び各方針の施策（抜粋）

- (4) 住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。【生涯学習の推進】

#### ◆社会教育の充実

- 学びの成果を地域づくりにつなげていけるよう、各種社会教育団体等と連携し、社会教育の充実に努めます。

- (5) 心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。【芸術・文化の振興】

#### (文化財の保護・活用)

#### ◆文化財の保護・活用

- 歴史的資産を後世に伝えるため、文化財の保存と活用を図ります。

### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### (1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保全と活用の促進

歴史的建造物の老朽化や取り壊しが進み、費用や防災面などの課題も多いことから、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定するなど、歴史的建造物の保存活用を推進する。

また、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区防災計画をはじめとし、市全体で行われている各種防災対策事業の推進などにより、火災、震災、風水害による歴史的建造物の防災に取り組みつつ、維持管理や修理のための技術継承や古材の再利用に関する方策を検討する。

歴史的建造物の利活用希望者に対しては、空き家・空き地バンク等の制度活用により官民連携での情報発信や相談体制の充実を図る。

桐生新町重要伝統的建造物群保存地区を

未来へ継承するため、これまで受け継がれてきた歴史的建造物を積極的に活用し、観光資源として宿泊施設や店舗等への改修を含めた検討を進める。また、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区の周辺にも貴重な歴史的資源が存在することから、それらの活用を併せて検討する。

さらに、重伝建地区等歴史まちづくり事業と併せて桐生ならではの観光資源やコンテンツの紹介等を実施することで、インバウンドをはじめとした観光客の増加を図り、地域全体の価値の向上を通じて、歴史的建造物の保護とともに、路地、水路、塀、樹木など歴史的環境が一体となったたたずまいを形成している景観の一体的な保全に努め、歴史的町並みの保全と活用の促進を図っていく。

#### (2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備

歩行者の安全確保や防災対策など、歴史的な町並みに暮らす住民の生活環境の保全と観光振興を両立させた地域の活性化に取り組み、人々が快適で愛着と誇りを持てる市街地環境を形成していく。

加えて、歴史的な町並みや歴史的建造物の周辺において、歴史的資源と調和する一体的な景観形成、古くからある幅員の狭い道にお

ける歩行者等の安全と歴史的景観に配慮された道路の整備を図る。

景観が阻害されている例も見られることから、桐生市景観計画や桐生市屋外広告物条例との連携により、一般建築物と歴史的町並みとの調和や、景観を阻害している屋外広告物や建築物の是正に努め、その地域にふさわしい景観形成を図っていく。

#### (3) 伝統産業の保護育成

桐生織物に携わる職人の高齢化が進み、新規就業者も少ないことから、伝統技術の継承や後継者を育成する環境づくりとともに、桐生が誇る独自の技術力や桐生織物のブランド力の発信により、商品価値の向上、経済活動の促進にも取り組む。

桐生織物記念館の展示内容や展示方法の

充実、ノコギリ屋根工場の公開を検討するなど、伝統技術や作業工程の展示、公開による織物産業についての市民への情報発信や周知に努める。また、小学生向けの体験学習などにより、子どもの頃から伝統産業に触れる機会を創出する。

#### (4) 伝統的な祭礼・行事の継承

---

桐生祇園祭をはじめとする伝統的な祭礼・行事を実施する各関係保存団体等は、いずれの団体も担い手不足や経費負担の課題に悩まされているが、それらの団体との連携により、担い手の育成や市民等への周知により祭礼・行事を継承する。

老朽化により保存や更新が難しくなっ

ている祭礼・行事で使用する用具等の保護を図るとともに、修理、修復や更新のための支援を検討する。また、桐生祇園祭の屋台や鉾については、組み立て、解体時の費用負担の軽減や部材の保護のため、常時組み立てられた状態での保管、一般公開を検討し、保護と市民への周知を図る。

#### (5) 歴史まちづくりに対する市民意識の向上

---

市民が歴史的風致に対する認識を深め、自分のまちに誇りを持てるよう、地域の歴史等を身近に感じ、再認識できる機会の創出などにより、市民意識の醸成、周知を図る。なお、市民意識の向上にあたっては、町並み保存や歴史を活かしたまちづくりを目的とした活動、地域住民の理解を深める活動などに取り

組むNPO、市民団体が市内で活動していることから、これらの団体との連携により、啓発、周知の機会を創出する。

将来の伝統産業や祭礼・行事の担い手育成も見据え、学校教育との連携により、子どもの頃から歴史や伝統文化に触れる機会を創出し、意識の醸成に取り組む。

#### (6) 歴史や伝統文化の調査研究と情報発信の推進

---

将来における本市の発展と文化の向上を見据え、有形、無形の文化財、歴史的資源、歴史資料について、全市的、体系的な収集や調査研究を進め、記録化を図り、時代に即した方法により、市内外への積極的な情報発信に取り組んでいく。

ノコギリ屋根工場をはじめとする歴史的

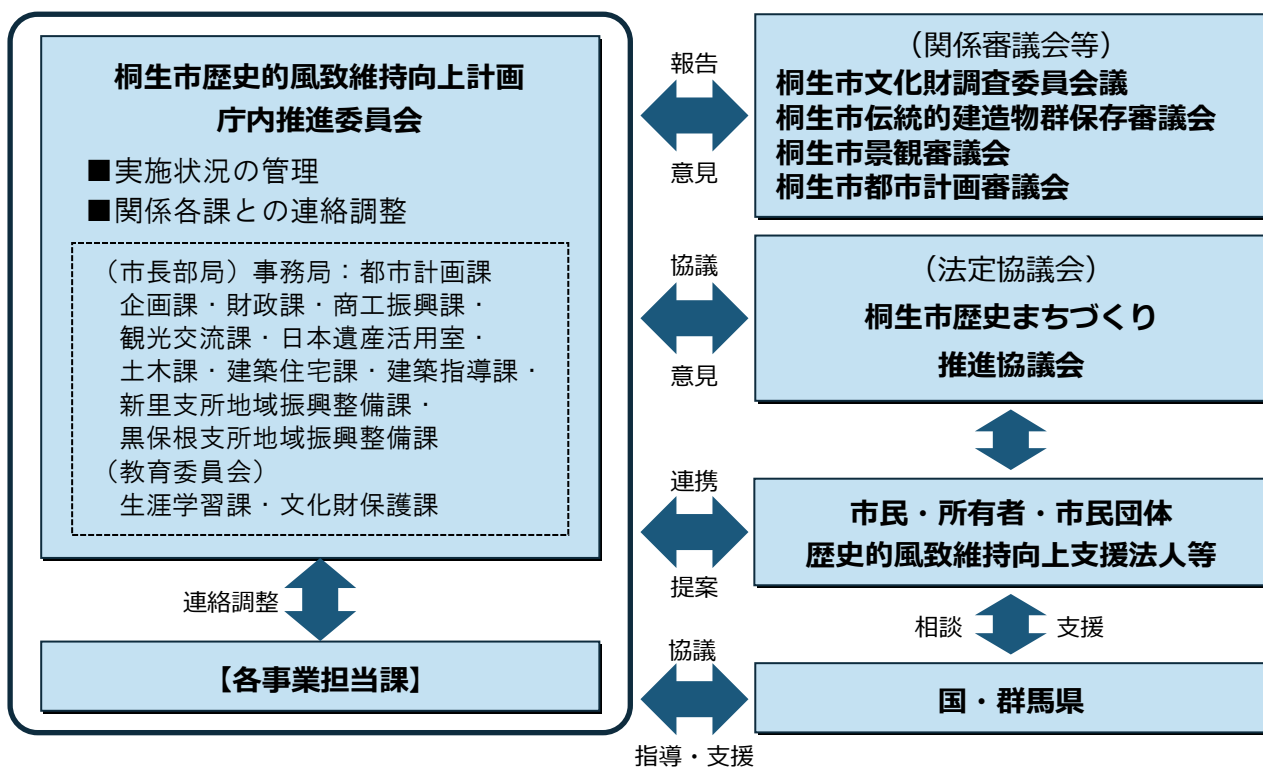
建造物が市内の広範囲に点在していることから、官民連携のもと地域の魅力を高める資源として活用するとともに、資源同士の連携、ネットワークを強化する。

また、市内に複数点在している来訪者向けの観光案内施設等を整理、集約しつつ、施設同士が連携して一体的な情報発信に努める。

## 4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

歴史的風致維持及び向上を推進するためには、まちづくり部局と文化財保護部局などの関係部局との横の連携を緊密に図る必要がある。計画策定時に設置した関係各課課長で組織する「歴史的風致維持向上計画庁内推進委員会」を引き続き設置し、事業担当部局との連絡調整や事業実施状況の管理と評価を行う。また、国・県との関係機関との協議を行い、指導や支援を得て適切に計画を推進していく。

法定協議会である有識者等で組織する桐生市歴史まちづくり推進協議会についても、計画策定後も定期的に協議会を開催し、事業の進捗状況の報告確認や計画変更等にかかる協議を行う。なお、必要に応じて都市計画審議会や文化財調査委員会議、市民、所有者、市民団体などと連携を図り、円滑な計画の実現に向けて取り組む。



計画の推進体制